

計画策定の趣旨

困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指し、貧困対策を総合的に推進

計画の位置付け

○子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画

○母子父子寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画

基本方針

○県計画策定の指針となる国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された4つの重点項目を基本方針として施策を体系化

教育の支援

○家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、将来の夢に挑戦できる環境の整備
○学校を子どもの貧困対策のプラットフォームに位置づけ、学習環境の整備や教育費の負担軽減などを総合的に推進

- ・学校をプラットフォームとした総合的な支援
- ・貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上
- ・就学支援の充実
- ・大学進学等に対する教育機会の提供
- ・生活困窮世帯等への学習支援
- ・その他の教育支援

生活の支援

○貧困に伴う様々な不利益を受け、必要な支援が受けられず、より困難な状況に置かれている子どもの支援
○安定した生活に向けて、保護者も含めた生活面の支援
○生計の維持と子育てをひとりで担うひとり親家庭に対する子育てと仕事の両立のための支援、相談機能の充実・支援策の周知

- ・保護者の生活支援
- ・子どもの生活支援
- ・子どもの就労支援
- ・関係機関が連携した包括的な支援
- ・支援する人員の確保
- ・その他の生活支援

保護者に対する就労の支援

○世帯の生活の安定に向けて、保護者が就労により一定の収入を得るための支援
○保護者の働く姿をモデルとして子どもに示すという教育的な視点に立った支援の充実
○不安定な就労形態にあるひとり親家庭に対するより良い就業を可能とするための支援

- ・親の就労支援
- ・親の学び直しの支援
- ・就労機会の確保
- ・保育等の確保

経済的支援

○世帯の生活の下支えとして重要となる生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援の確保
○ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援制度の周知

- ・児童扶養手当に関する情報提供及び給付
- ・児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
- ・母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
- ・教育扶助
- ・生活保護世帯の子どもの進学時の支援
- ・養育費の確保に関する支援

計画期間・計画の推進

○子どもをとりまく社会環境の変化への対応、大綱の見直し期間を踏まえ、平成28年度～32年度の5年間

○計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルによる計画の進捗管理

○市町村や多様な主体と連携・協力した施策の推進

子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困に係る施策の実施状況や効果を検証、評価するための指標の設定

- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校、大学等進学率、スクールソーシャルワーカーの配置人数 等

子供の貧困対策に関する大綱と青森県子どもの貧困対策推進計画(第二次素案)との比較

	子供の貧困対策に関する大綱	青森県子どもの貧困対策推進計画 (第二次素案)
構成	第1 はじめに(大綱策定の経緯等) 第2 子供の貧困対策に関する「基本的な方針」 第3 子供の貧困に関する指標 第4 指標の改善に向けた当面の重点施策 第5 子供の貧困に関する調査研究 第6 施策の推進体制	第1章 計画策定の趣旨 (計画策定の趣旨、計画の基本方針と期間、計画の位置付け、計画の進行管理) 第2章 子どもの貧困に関する指標 第3章 計画の推進のために取り組む施策 <資料編> ○ 子どもの貧困に関する現状 ○ 関連事業
位置付け	子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条	○子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画 ○母子父子寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画
重点項目	○教育の支援 ○生活の支援 ○保護者に対する就労の支援 ○経済的支援	○教育の支援 ○生活の支援 ○保護者に対する就労の支援 ○経済的支援
計画期間	H27年～H31年(5年間)	H28年～H32年(5年間)
指標数	指標数:25指標	指標数:23指標 大綱と共通指標 19指標 県独自の指標 4指標
目標値の設定	なし(指標の改善を目指す)	なし(指標の改善を目指す)
推進体制	「子どもの貧困対策会議」において施策の実施状況、対策の効果等について検討・検証	PDCAサイクルによる計画の進捗管理